

# 訪問看護医療 DX 情報活用加算について

令和6年度診療報酬改定に伴い、医師会訪問看護ステーションは東北厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師がオンライン資格確認により利用者様の保険情報や診療情報等を取得した上で、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として下記料金を所定金額に加算します。

訪問看護医療 DX 情報活用加算 5点(50円/月)
----------------------------

本加算の施設基準として、次の取り組みを実施しております。

1. 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する被用の請求に関する命令(平成4年厚生省令第5号)第1条に規定する訪問看護療養費のオンライン請求の実施。
2. 健康保険法第13項に規定する電子資格確認を行う体制管理の実施。
3. 医療 DX 推進体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するため、十分な情報を取得及び活用した訪問看護サービスの実施。
4. 上記内容についてステーション内に掲示、及びホームページにも掲示する。

令和6年12月1日

一般社団法人 由利本荘医師会  
医師会訪問看護数ステーション